

## まん延防止等重点措置の再延長

オミクロン株による感染が収まらず、病床使用率が依然高い水準にあることを踏まえ、本県へのまん延防止等重点措置の実施期間が再延長されたことから、国の基本的対処方針等を踏まえ、特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項等に基づき、次の感染対策の徹底を要請する。

区 域：県全域

期 間：令和4年1月27日(木)～3月21日(月) ※3月6日(日)期限の再延長

内 容：以下のことを県民・事業者等へ要請

### 1 オミクロン株の特徴を踏まえた感染対策

#### (基本的な感染対策の徹底)

- ・適切なマスクの着用（不織布マスクの奨励）、手洗いや手指消毒、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等の徹底
- ・飲食は、長時間を避け、少人数で黙食を基本とし、会話をする際のマスク（不織布マスクを奨励）着用の徹底
- ・家庭内でのこまめな手洗い、消毒、換気、家族の健康管理、高齢者や子どもの感染防止策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患のある者は、いつも会う人と少人数で会うなど感染リスクを減らすことの徹底
- ・飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

#### (高齢者施設等)

- ・感染対策の手引きや感染予防ポスター、チェックリストの活用等による基本的な感染対策の徹底やリスクの高い行動の回避
  - (※)感染防止(予防)から発生時の対応のポイント（介護現場における感染対策の手引き）
    - ①感染防止(平常時からの取組)
      - ・職員の感染対策の徹底、施設等での感染対策の徹底、サービス類型に応じた対策の実施
    - ②感染者等が発生した場合(発生後の対応)
      - ・入院までの調整や入院後の環境の消毒など組織単位の対応、濃厚接触者の特定とゾーニング
    - ③感染者等が発生した場合(ケアの注意点)
      - ・濃厚接触者へのケア、使用物品の後処理、サービス類型に応じた対策、健康管理
- ・施設利用者及び従事者へのワクチン追加接種の促進
- ・従事者に対する日々の体調管理の徹底と、感染を早期に発見するための従事者の頻回検査の受検
- ・面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討
- ・施設等への介護サービス継続の支援や医療機関の協力による円滑な往診医師の派遣など、福祉・医療ニーズへの総合的な支援による施設等の感染対応の強化
- ・高齢者施設等の利用者が退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、感染管理認定看護師等の感染拡大防止対策への指導及び医療従事者の支援などによる高齢者施設等での体制強化
- ・在宅の感染高齢者に対する訪問看護・訪問介護によるサービスの継続提供

### (学校等)

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控えること
- ・室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における児童生徒が密集する運動など、感染リスクが高い教育活動は、基本的に実施を控えること
- ・体育の授業時においても運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること
- ・部活動について、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は一時的に制限すること
- ・児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせた学習形態の実施
- ・「居場所の切り替わり」(サークル室や部室、食堂、昼休や登下校時等)でマスクの着用、給食の際の黙食の徹底、換気の徹底、体調が悪い場合の休みやすい環境整備など校内で感染を拡大させない取組の徹底

### (保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等)

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けること
- ・できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践
- ・保護者等が参加する行事の延期等を含めて、大人数での行事の自粛
- ・職員や保護者のマスク着用の徹底とともに、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童は、可能な範囲で一時的に、マスク着用を推奨
  - ※2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児は特に慎重に対応
  - ※子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はない
- ・遊具や玩具等を共用する場合、こまめな消毒等の徹底
- ・手洗いの徹底、可能な範囲で机を向かい合わせにしないなどの対応の徹底
- ・濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施

### (事業所)

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒しで設定
- ・感染拡大地域への出張は、マスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- ・事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進
- ・「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

## 2 外出自粛等

- ・不要不急の都道府県間の移動は極力控えること（但し、「対象者全員検査」を受けた者は要請の対象外）
- ・外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- ・時短要請時間外に飲食店等に入入りしないこと
- ・感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えること
- ・店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛
- ・感染不安を感じる無症状者の検査受検
- ・「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗利用の推奨

## 3 施設の使用制限等

### (1) 飲食店等への要請

#### ○「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗

- ・営業時間短縮（①又は②を選択）
  - ① 5時～21時の営業時間短縮（酒類提供は11時～20時30分）  
(※協力金2.5～7.5万円)
  - ② 5時～20時の営業時間短縮（酒類提供禁止）(※協力金3～10万円)
- ・同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請  
(但し、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可)

#### ○上記以外の非認証店舗

- ・5時～20時の営業時間短縮（酒類提供禁止）(※協力金3～10万円)
- ・同一グループ4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食
- ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨

#### ○認証店舗・非認証店舗共通

- ・感染対策の徹底  
カラオケ設備利用の場合、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底

### (2) 多数利用施設等への要請

#### ○多数利用施設・イベント関連施設共通

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底
- ・入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の徹底
- ・酒類提供の場合は、「一定の要件」を満たすこと

#### ○イベント関連施設

- ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用（施設でイベントが開催される場合）

#### ○社会福祉施設、病院、学校園、大規模商業施設(食料品売場)など多数の者が利用し、クラスターに繋がる可能性が高い施設におけるマスクの着用、手指消毒、換気、飛沫防止等の感染対策の徹底

## 4 イベント開催制限

### ○開催制限の目安等

	区 分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、 県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超)	100%以内 (大声なしの担保が前提)	20,000人 (*)
②	その他 (安全計画を策定しないイベ ント)	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人

※ 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※ 遊園地やテーマパーク等についても同様の制限を適用

(\*) 「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場可（検査結果の陰性を確認する対象者は、20,000人を超える範囲の入場者）

○イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、大声の回避、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じること

(手続き等)

#### ① 「感染防止安全計画」の策定

- ・参加人数が5,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けること

#### ② その他（安全計画を策定しないイベント）

- ・県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成し、ホームページ等で公表すること

## 5 出勤抑制等

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒しで設定
- ・高齢・基礎疾患を有する等重症化リスクのある従業員、妊娠している従業員及び同居家族にそうした者がいる従業員等への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮
- ・県民生活及び経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びその業務を支援する事業者は、十分な感染防止策を講じつつ、欠勤者が多く発生する場合でも、事業の特性を踏まえ業務を継続すること
- ・業種別ガイドラインの実践